

地方自治法第242条第4項の規定による住民監査請求の監査結果の勧告に基づき、高松市長から措置を講じた旨の通知があったので、同条第9項の規定により、当該通知に係る事項を、次のとおり公表します。

平成22年6月28日

高松市監査委員 谷本繁男
同 吉田正己

住民監査請求の監査結果の勧告に基づく措置について

第1 政務調査費の一部返還請求を怠る事実に関する住民監査請求の監査結果（平成22年5月28日付け高松市監査委員告示第4号）の勧告に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

- 1 措置を講じた所管部局名 市議会事務局総務調査課
- 2 措置通知日 平成22年6月8日
- 3 勧告した事項に対する措置内容等

（1） 勧告した事項

平成20年度分政務調査費のうち、政務調査費の使途として適正な支出であるとは認められず、いまだ返還がなされていない総額3,400円の支出分について、平成22年7月30日までに当該議員に対し、その返還およびこれに対する民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるに必要な措置を講ずること。

（2） 措置された内容

勧告の対象となった議員から、平成22年5月28日付けで、自主的な収支報告書の訂正願が提出され、返還を要する総額3,400円の返還およびこれに対する遅延損害金183円の支払がなされ、市長からの返還措置を講ずる必要がなくなった。